資料5

東京都一般任期付職員採用制度について(児童福祉司)

<table>
<tr><th>区　分</th><th>具体的内容</th></tr>
<tr><td>制度の目的</td><td>近年の都政に対するニーズの専門化・高度化の著しい状況に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を都庁外部から一定期間活用し、都政の喫緊の課題を解決する。</td></tr>
<tr><td>受験資格者</td><td>○児童福祉法に定める児童福祉司の資格要件を満たすとともに、学校卒業後の福祉に関する職務経験が5年以上であること。
○採用予定日現在、32歳以上から49歳以下であること。</td></tr>
<tr><td>選考方法</td><td>書類選考と口述考査により行う。</td></tr>
<tr><td>任期</td><td>3年間(さらに2年間更新可)</td></tr>
<tr><td>任期付職員に予定する具体的業務</td><td>○児童相談所の専門的機能を抜本的に強化し、児童相談所改革を現場サイドから強力に推し進めるために以下の業務を行う。

・高度な知識、経験を有する児童福祉の専門家として、児童虐待、少年非行、情緒障害児等の複雑・多様化する各般の児童相談に応じ、解決に当たる。
・業務遂行を通じて、在任中に自らの知識、経験、技法などを児童相談所全体に還元し、専門ノウハウの蓄積を図る。
・民間で培った手法や経験を他の児童福祉司や所員に研修することなどにより、職員の視野拡大の一助とする。</td></tr>
<tr><td>これまでの採用状況</td><td>
<table>
<tr><th colspan="5">採用数</th><th rowspan="2">任期満了者数</th><th rowspan="2">任期更新者数</th><th rowspan="2">現在の配置数</th></tr>
<tr><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>計</th></tr>
<tr><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>2</td><td>13</td><td>▲3</td><td>1</td><td>11</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>これまでの効果</td><td>○民間等で培った知識・経験を生かし、複雑・困難・多様化する児童相談の的確な問題解決に当たっている。
○各児童相談所においては、所管区域をブロックに分けブロックごとのチーム制で児童相談に対応しているが、経験豊富な任期付職員は、所属するチームの対応能力の向上に寄与するとともに、他の児童福祉司の模範的な存在として活躍している。
○所内研修の講師を務めたり、新任児童福祉司への適切な指導を行ったりと、良きアドバイザーとして機能している。
○所全体で週1回行う援助方針会議における、任期付職員の自らの経験を踏まえた積極的な発言が、職員の意識向上や視野拡大を促進し、所全体のレベルアップに貢献している。</td></tr>
<tr><td>根拠規程</td><td>東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</td></tr>
</table>